

都市再生制度に関する基本的な枠組み（都市再生特別措置法関連）

都市再生本部〔H13.5設置〕

- ・本部長：内閣総理大臣
- ・副本部長：内閣官房長官、地方創生担当大臣、国土交通大臣
- ・本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

都市再生に取り組む基本的考え方〔H30.4.26本部決定〕

都市再生基本方針〔R4.10.25閣議決定（一部変更）〕

都市再生緊急整備地域 54地域（政令で指定）

重点化

都市の国際競争力の強化

特定都市再生緊急整備地域 15地域（政令で指定）

地域整備方針〔都市再生本部決定〕

都市再生緊急整備協議会〔官民で組織〕（25地域）

都市計画等の特例

都市再生特別地区

〔都市計画決定〕
容積緩和、道路上空建築
（125地区）

都市計画提案制度

都市再生事業に係る
認可等の迅速化

民間都市再生 事業計画

〔国土交通
大臣認定〕
（161計画）

税制特例

金融支援

整備計画

特定地域
のみ
14地域
19計画

予算支援

都市 再生 安全 確保 計画

（29計画）

予算
支援

駐車 施設 配置 計画

（2計画）

候補地域（1地域）

■ 都市再生緊急整備地域〔H14.6～〕

「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、**都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域**として政令で定める地域をいう。

■ 特定都市再生緊急整備地域〔H24.1～〕

「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の**国際競争力の強化**を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

■ 候補地域〔H29.12～〕

「候補地域」とは、近い将来における政令指定の意向を関係自治体を持つものの、**都市開発事業の熟度や関連計画との整合等が指定レベルに至っていない**などの場合に、必要に応じて設定・公表する地域をいう。

※緊急整備地域数及び候補地域数については、令和6年12月13日時点
都市再生特別地区数については令和6年4月1日時点
民間都市再生事業計画数については令和6年4月1日時点
その他計画数等については、令和6年3月31日時点